

建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の発注する建設工事の完成検査による工事成績に対し不服がある場合の不服の申立手続を定め、もって、工事検査の透明性及び公正性の確保に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による不服申立ての対象は、県の発注する鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「規則」という。）第1条に規定する建設工事（規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。）の完成検査による工事成績のうち、鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号）第3条第1項に規定する検査員が実施した検査に係るもの（教育委員会事務局各課（室）の発注に係る工事にあつては、教育環境課の職員が実施した検査に係るものを含む。以下「工事成績」という。）とする。

(不服申立て)

第3条 規則第52条第4項の規定による検査結果の通知を受け、かつ、建設工事完成検査結果通知要領（平成11年10月19日付管第461号鳥取県土木部長通知）その他これに類する定めに基づく検査結果の説明の請求をした者は、工事成績に不服がある場合には、当該説明の請求に対する回答を受けた日の翌日から起算して10日以内（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、当該期間に含まないものとする。）に、知事に対し、別記様式により不服を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立て（以下「不服申立て」という。）が同項の期間経過後になされたとき、その他この要綱に定める要件を満たさないときは、知事は、当該不服申立てを却下する。

(対応措置)

第4条 不服申立てに理由がないときは、知事は、当該不服申立てを棄却する。

2 不服申立てに理由があるときは、知事は、当該不服申立てに係る工事成績を取り消し、新たな工事成績を通知する。

3 知事は、不服申立てに対し第1項又は前項の規定による措置（以下「対応措置」という。）を講ずるに当たり、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 対応措置は、原則として、不服申立てを受けた日の翌日から起算して1月以内に行うものとする。

5 知事は、対応措置を行った場合には、当該措置の内容を審議会に報告するものとする。

(電子情報処理組織による不服申立て)

第5条 不服申立ては、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた不服申立ては、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行し、同日以後に行われる完成検査による工事成績について適用する。

附 則

この改正は、平成17年2月7日から施行する。

別記様式

不 服 申 立 書

年 月 日

鳥取県知事

様

名 称
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付けで通知のあった工事成績について不服があるので、下記のとおり申し立てます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 完成検査 年 月 日

[不服内容]